

契約書別紙兼重要事項説明書（介護老人福祉施設）

1、施設概要や提供サービスの内容、契約上の留意点についての説明。

1、施設の目的

当施設は身体上又は精神上で常時の介護を必要とされる方がご利用いただけます。介護保険法令に従い、入居者(契約者)がその有する能力に応じて可能な限り自立し、安楽した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、入居者が日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただくサービスを提供します。

2、運営の方針

人権の尊重。その方らしい生活を送っていただくこと。を念頭におき、介護支援専門員が入居者から意向等を伺いながら「施設サービス計画」を作成。提供にあたっては全職員が個人の尊厳や施設内での利用者同志のお互いのかかわりあいを大切にしながら援助し、介護保険施設サービスを提供します。

事業所名	特別養護老人ホーム穂波の里	法人名	社会福祉法人坂井輪会 理事長 細貝昌明
所在地	新潟市西区新通 4 7 3 4 番地	電話番号	025 - 269- 1600
県指定年月日	平成 6 年 4 月 1 日（指定番号 1570101111）		管理者 古藤 悦子
入所定員	1 1 5 人	併設事業	通所介護、居宅介護支援事業、地域包括支援センター
職員概要	施設長 1 人 機能訓練指導員 2 人 副施設長 1 人 管理栄養士 1 人 介護・看護 医師 2 人（非常勤） 調理員(委託) 5 人 職員配置 看護師 5 人 准看護師 1 人 比率（3：1）生活相談員 2 人 介護支援専門員 2 人 介護職員(派遣職員含む) 4 3 人（非常勤 1 1 人） 短期入所含 夜勤職員 6 人体制 事務職員 4 人		
施設・設備 の概要	敷地 7, 2 2 9. 1 5 m ² 建物 鉄筋コンクリート 2 階建 延床面積 5, 3 5 4. 6 4 m ² （特養部分 4, 4 2 6. 1 2 m ² ） 居室 4 人部屋— 1 9 室 3 人部屋— 1 室 2 人部屋— 2 室 個 室— 3 2 室 ・厨房 ・食堂 4 か所 ・機能訓練室 ・特別浴室 2 ・一般浴 2 ・家庭浴 2 ・リフト浴 1 チェアインバス 2 ・医務室 ・静養室 ・洗面所 7 か所 ・多目的室 1 ・談話コーナー ・喫茶コーナー		
協力医療 機関 及び 医療体制	名 称	坂井輪診療所（内科・消化器内科）	
	所在地	新潟市西区寺尾東 3 - 8 - 3 5 （電話 025-269-6630）	
	名 称	信楽園病院	
	所在地	新潟市西区新通 2099 番地 （電話 025-260-8200）	
	名 称	下越病院	
	所在地	新潟市秋葉区東金沢町 1459-1 （電話 0250-22-4711）	

	名 称	根津歯科医院			
	所在地	新潟市西区寺尾 3 丁目 1 番 12 号 （電話 025－260－0400）			
	・精神科、外科、耳鼻科、皮膚科等は必要に応じて受診しています。				
非常災害時 対策	消防計画	届出日 平成 2 5 年 3 月 2 5 日			
	防火管理者	武田 和紀 職種 総務			
	防火訓練	避難訓練年 2 回・通報訓練年 2 回・消火訓練年 2 回 洪水訓練年 1 回			
	防火設備	非常階段	2 か所	漏電火災警報器	有
		避難口	1 0 か所	非常警報装置	有
		防火戸、シャッター	3 か所	避難器具	1 か所
屋内消火栓		1 1 か所	屋外消火栓	0 か所	
誘導灯及び誘導標識		5 0 か所			
	防火用水	有	非常電源設備	有	
	スプリンクラー	有	自動火災通報設備	有	
	非常通報装置	有			
	療養室、地下、階段等の内装材料	適			
	カーテンの防火性	適			

2、当施設が提供するサービスの概要

1）入居者に対するサービスの内容

施設内に居住していただき、食事、入浴、排泄等の介護、相談及び援助、行事等社会生活上の便宜の供与その他日常生活上のお世話、機能訓練、健康管理及び療養上のお世話をするサービスを行います。また、訪問による理美容サービス(有料)をご利用いただけます。

食事…自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）朝食 8:00～9:00 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00

入浴…入浴又は清拭を最低週 2 回行い、寝たきりの方も特殊機械浴槽（特別浴、リフト浴、座位浴等）を使用して入浴することができます。

排泄…身体能力におうじた援助を行い自立や機能維持に努めます。

機能訓練…機能訓練指導員により、入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復、またはその減退を防止するための訓練を実施しています。

健康管理…医師や看護職員が、健康管理を行います。

看取り介護…終末期の過程において、主治医・身元引受人との話し合いにて双方合意し書面を交わした場合に行います。入居者・ご家族等の意向により精神的・身体的の苦痛緩和に努めていきます。

その他自立支援…適切な整容を行い、可能な限り離床にて交流を勧めていきます。

2）提供するスタッフ

医師 診療、診察を担当します。

生活相談員 生活全般に関するご相談を担当します。

介護支援専門員	施設におけるサービス計画の作成を担当します。
看護職員	療養上のお世話を担当します。
介護職員	日常生活上のお世話を担当します。
機能訓練指導員	機能訓練の指導やリハビリ計画の作成を担当します。
管理栄養士	食事献立づくりや栄養管理、栄養ケア計画作成を担当します。
調理員(委託)	食事づくりを担当します。
施設長・副施設長	内部・外部調整等で過ごしやすい施設内環境を整えます。

3、利用者負担金

ご負担いただく料金は料金表のとおりです。

4、利用にあたっての留意事項

- 1) 施設サービス計画及びサービス内容へのご相談はご遠慮なくお申し出ください。

対応窓口 生活相談員兼介護支援専門員 安藤晴江 植木聡明

2) 医療提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により協力医療機関において診療や治療を受けることができます。(但し、協力医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものでも、診療・入院治療を義務づけるものでもありません)

- 3) 入院されている間、ご本人、身元引受人のご了解をえて、居室を他の方に使用する場合がありますのでご了承ください。

4) 次のような点をお守りください。

①面会は予約制となります。その際面会簿にご記入とマスク着用をお願いします。

※但し 感染症の発症リスクが高い時は控え随時ご案内させていただきます。

②外泊、外出の際は職員への事前の申し出、届け出をしてください。

③施設内や敷地内は全て禁煙となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

④飲酒は医師の許可のもと夕食時のみとさせていただきます。

⑤他の方との共同生活の場です。他人の迷惑になる行為は謹んでください。

⑥施設内での宗教活動はご遠慮ください。

⑦施設内でのペットの飼育はご遠慮ください。

⑧持ち込みの制限。

入所にあたり、テレビや家具、貴重品等持ち込むことができない物があります。

5、緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医及び家族・身元引受人等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

6、非常災害対策

災害の恐れがある場合や災害発生時等でも日常の援助ができる限り滞らないようにするため、消防計画や業務継続計画・各種避難計画にもとづき、非常災害対策と要介護者等の安全確保に努めます。

7、虐待防止研修の実施

職員としての専門性向上に努め、年2回の虐待防止会議や虐待防止研修を行い、研修

等を通じて入居者の人権意識や権利擁護、職員の知識・技術向上に努め、不適切なケアとならないよう注意していきます。

8、事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、必要に応じた医療処置と、入所者の身元引受人等に連絡を行うとともに、市や関係機関への報告等、必要な措置を講じます。

9、苦情処理の体制

別に定める「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」に基づき利用者からの相談や苦情等があった場合は迅速に対応します。また、当施設が提供するサービスに関する相談や苦情は、下記の窓口で受け付けます。

窓口設置場所			特別養護老人ホーム穂波の里 事務室
担当者			安藤 晴江 植木 聡明
解決責任者			古藤 悦子
連絡先（電話番号）			025-269-1600
窓 口	第 三 者 委 員	氏 名	連絡先（電話番号）
		森田 法子（評議員）	025-231-2517
		山田 豊（評議員）	090-3757-8025

当施設に対する苦情は、次の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	連絡先（電話番号）
各区役所健康福祉課	025-264-7330(西区役所)
新潟市介護保険課	025-226-1273
新潟県国民健康保険団体連合会	025-285-3022

10、第三者による評価の実施状況 なし

11、感染防止研修の実施

施設内での各種感染症の蔓延防止に向け、感染防止委員会の開催や感染防止研修に努め、机上訓練や手技確認を定期的に行います。

12、損害賠償について

施設において事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合は、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

13、ハラスメントの防止

労働施策総合推進法においてハラスメントの防止措置を講じることが義務付けられています。施設内での健全な秩序を保持するために職員へのハラスメントと思われる言動に対してはしっかりと対応をまいります。

令和 年 月 日

サービスの提供開始にあたり、上記のとおり説明しました。

事業者 所在地 新潟市西区新通4734番地

事業社名 社会福祉法人坂井輪会

代表者職・氏名 理事長 細貝 昌明

説明者職・氏名

上記の内容について説明を受け、同意しました。また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

上記契約を証明するために、本契約書を2部作成し、利用者及び事業者の双方が記銘、押印の上、それぞれ1部ずつを保管します。

利用者 ご住所

お名前 印

身元引受人 ご住所

お名前 印

身元引受人 ご住所

お名前 _____ 印 _____

